

○山ノ内町スポーツ等国際競技大会出場激励金交付要綱

令和6年2月6日教育委員会告示第3号

山ノ内町スポーツ等国際競技大会出場激励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町のスポーツ競技振興及び競技力の向上、文化芸術の発展を図るため、国際大会に出場する個人に対し、山ノ内町スポーツ等国際競技大会出場激励金（以下「激励金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象大会)

第2条 交付対象となる大会は、次の各号の大会とする。

- (1) オリンピック大会、パラリンピック大会
- (2) ワールドカップ大会、世界選手権大会、アジア大会、ユニバーシアード大会
- (3) 国際コンクールその他各国代表による大会等
- (4) その他町長が特に認める大会

(交付対象者)

第3条 激励金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町外に住所を有する学生で、帰省地が町内にあり在住履歴のある者
- (3) その他町長が特に認める者

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、次のとおりとする。

- (1) 100,000円

2 前項に規定する激励金の交付回数は同一年度に2回を限度とする。ただし、同一大会で複数競技に出場する場合は1回を限度とする。

(激励金の交付申請)

第5条 激励金の交付を受けようとする者は、山ノ内町スポーツ等国際競技大会出場激励金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記載し、町長に提出するものとする。

2 交付申請は、本人（未成年の場合は、その保護者）が行うものとする。

(激励金の交付)

第6条 町長は、激励金の交付申請があったときは、申請内容を審査し、適当と認めたときは激励金を交付するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。